

保護者の皆様へ

北海道札幌東豊高等学校長

学校における生徒所有端末の活用（BYOD）ガイドライン

国のGIGAスクール構想により、小・中学校において1人1台端末環境が実現し、令和3年度以降、ICTを活用した教育活動が本格的にスタートしております。

こうした中、高等学校においては、令和4年度から新学習指導要領が年次進行で実施となることから、これに合わせて1人1台端末環境とする必要があり、道立高校では、令和2年度に、国の補助事業を活用し、無線LANアクセスポイントの設置など情報通信ネットワーク整備を進めてきました。高校生の端末整備については、GIGAスクール構想における国庫補助の対象とされていないことから、道教委として、外部有識者に意見を伺うとともに、他都府県の整備方法を把握するなどして検討を重ねてきました。

この検討の結果、道立学校においては、「ICTを活用した学習において、学校や自宅など様々な場面で端末を使用できる環境が効果的であること」、「高校教育では、教科書や電子辞書等の教材の経費は、これまででも私費負担としていること」などの理由から、経済的な事情により端末の所有が困難な生徒への配慮を講じた上で、昨年同様今年度も新1年生から、生徒が個人所有の端末を学校に持ち込む[※]ことにより、1人1台端末環境を整備することとしましたので御理解と御協力をお願いします。

1 端末の活用方法について

(1) 学校における主な活用

校内ネットワークのうち、学習系ネットワーク（Wi-Fi）に接続し、教員の指導の下、インターネットを活用した学習やGoogle Workspaceなどのクラウドを活用した課題の提示・提出、共同編集によるプレゼンテーション資料の作成等を行う。

(2) 家庭における主な活用

クラウドで提示された課題や、インターネットを活用した家庭学習を行う。

2 校内ネットワークのうち、学習系ネットワーク（Wi-Fi）への接続について

(1) 生徒所有の端末を、学習系ネットワーク（Wi-Fi）に接続する場合は、所定の手続きを行うことが必要です。

(2) 最初に接続する際は、「アクセスポイントSSID」と「暗号化キー」（パスワード）の情報漏洩防止のため、本校教職員が入力し、接続します。

※ 学習系ネットワーク（Wi-Fi）では、不正なアクセスの検出等のため、学校は利用状況等の履歴を、ログとして記録する場合があります。

SSIDの暗号化キーを第三者に知られると、情報漏洩や通信障害など、深刻な被害をもたらす場合があります。

※ 生徒所有の端末を学校で活用する事をBYOD（Bring Your Own Device）といいます。

3 利用上のルールについて

学校における個人所有の端末については、次のルールの下で指導を行いますので、御協力をお願いします。また、端末の盗難や紛失、破損については、学校は責任を負うことができませんので、御家庭での御指導をお願いします。

(1) 生徒所有の端末の管理について

ア 生徒所有の端末については、各自で管理するとともに、生徒自身が責任を持って運用し、盗難や紛失、破損に注意すること。

イ 生徒所有の端末又は学校から借りた端末の充電は自宅で行うものとし、原則として、校内のコンセントで充電しないこと。(コンセントの数、容量の関係による。)

(2) 学習系ネットワーク (Wi-Fi) への接続について

ア 生徒の端末は、学習活動等において必要な場合のみ接続すること。

イ 教員の指導のもと、適切な利用を心がけること。

ウ 生徒所有の端末を接続する場合は、OS のバージョンを最新版に更新すること。Windows の場合はアンチウイルスソフトウェアを導入するなど、セキュリティ対策を行うこと。

エ 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味すること。

オ データ送受信の際には、ネットワークに過大な負担を与えないようデータ容量に注意すること。

カ インターネット利用に関するマナー等を遵守し、他者に迷惑のかかる行為(誹謗中傷等)を行わないこと。

キ 閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意すること。

ク 学校の許可を得ていない端末を接続しないこと。

ケ 教員から指示のあったもの以外のファイル等のアップロードやダウンロード、アプリケーションの起動および許可を得ていない通信を行わないこと。

コ コンピュータウイルス等有害なプログラムの使用及び発信を行わないこと。

サ その他、学校が禁止する行為、法令等に違反する、または違反するおそれのある行為を行わないこと。

4 端末の貸出しについて

事情により、学習に使用する端末を用意できない場合は、学校の端末を貸し出すことができます。手続きについては、担任に御相談ください。

5 その他

(1) 学校におけるフィルタリングについて

学校の学習系ネットワーク (Wi-Fi) を経由した接続は、学習活動に支障がない範囲でフィルタリングによるアクセス制限を行っており、有害情報にはアクセスできないように設定しています。

(2) インターネットの安全な利用について

インターネットに接続する端末は、使い方を誤ればトラブルに巻き込まれたり、他の人を傷つけたり、あるいは法に抵触する行為を行ってしまう等の危険を招く恐れもあります。目的に沿って正しく利用し、無用な危険を避けるために、本ガイドラインに記載の事項についてよく理解した上で活用するよう御指導願います。